

株式交付に関する事前開示書類

(会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に規定する書類)

2021 年 6 月 7 日

株式会社 E ストアー

2021年6月7日

株式交付に関する事前開示書類

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
株式会社Eストアー
代表取締役 石村 賢一

株式会社Eストアー（以下「当社」といいます。）は、2021年5月14日付けで作成した株式交付計画書に基づき、2021年7月12日を効力発生日として、株式会社アーヴァイン・システムズ（以下「アーヴァイン・システムズ」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本株式交付に関する会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2に定める事前開示事項は、次のとおりです。

記

1. 株式交付計画の内容（会社法第816条の2第1項）

別紙1の株式交付計画書のとおりです。

2. 会社法第774条の3第1項第2号に掲げる事項についての定めが同条第2項に定める要件を満たすと当社が判断した理由（会社法第816条の2第1項、会社法施行規則第213条の2第1号）

当社が取得したアーヴァイン・システムズの履歴事項全部証明書によると、同社の発行済株式総数は600株であり、また同社から開示を受けた株主名簿によるとそのうち20株は自己株式であることから、当社が本株式交付に際して譲り受けるアーヴァイン・システムズの株式の数の下限を291株とする定め（株式交付計画書第2条）は、会社法第774条の3第2項に定める要件を満たすと判断しました。

3. 会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第816条の2第1項、会社法施行規則第213条の2第2号）

別紙2をご参照ください。

4. 会社法第774条の3第1項第7号に掲げる事項を定めたときは、同項第8号及び第9号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第816条の2第1項、会社

法施行規則第 213 条の 2 第 3 号)

該当事項はございません。

5. 当社が知っているアーヴァイン・システムズについての次に掲げる事項

(1) アーヴァイン・システムズの最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法第 816 条の 2 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 2 第 4 号イ）

別紙 3 に記載のとおりです。

(2) アーヴァイン・システムズの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法第 816 条の 2 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 2 第 4 号ロ）

該当事項はございません。

(3) アーヴァイン・システムズにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 816 条の 2 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 2 第 4 号ハ）

該当事項はございません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 816 条の 2 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 2 第 5 号イ）

(1) 新株予約権の行使による増資

2021 年 5 月 18 日付けで、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部が権利行使されました。同新株予約権の行使による新株発行の結果、同日現在、発行済株式総数（普通株式）は 5,636,636 株となり、資本金は 768,128 千円、資本準備金は 244,800 千円となりました。

(2) 自己株式の取得

当社は 2021 年 5 月 18 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定より読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議し、同月 25 日付けで 491 百万円を取得価額として 240,000 株の自己株式を取得いたしました。

7. 本株式交付が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第 816 条の 2 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 2 第 6 号）

当社の、2021年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は6,961百万円、負債の額は4,885百万円で、資産の額が負債の額を上回っております。また、本株式交付の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本株式交付後も当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。さらに、本株式交付後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ認識されていません。

以上より、当社は、本株式交付の効力発生日以後、当社の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

株式交付計画書

株式会社Eストアー（以下「当社」という。）は、第1条に定める株式会社を当社の子会社とするために株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うこととし、以下のとおり株式交付計画書（以下「本計画」という。）を定める。

第1条（株式交付子会社の商号及び住所）

本株式交付にかかる株式交付子会社（以下「本株式交付子会社」という。）の商号及び住所は次のとおりとする。

商号：株式会社アーヴァイン・システムズ

住所：東京都品川区東五反田一丁目10番10号

第2条（譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

当社が本株式交付に際して譲り受ける本株式交付子会社の株式の数の下限は291株とする。

第3条（対価として交付する株式交付親会社の株式の算定方法等）

- 1 当社は、本株式交付に際して、本株式交付子会社の株式の譲渡人に対して、当該株式の対価として、当該株式数の合計数に68,747を乗じて得た数の当社の株式を交付する。
- 2 前項の対価の割当てについては、各譲渡人に対して、その譲り渡す株式1株につき68,747を乗じて得た数の当社の株式を割り当てる。
- 3 当社は、本株式交付に際して、その資本金及び準備金の額を増加しない

第4条（対価として交付する金銭の算定方法等）

- 1 当社は、本株式交付に際して、前条の当社の株式に加えて、本株式交付子会社の株式の譲渡人に対して、当該株式の対価として、当該株式数の合計数に31万3600円を乗じて得た額と同額の金銭を交付する。
- 2 前項の対価の割当てについては、各譲渡人に対して、その譲り渡す株式1株につき31万3600円を乗じて得た額と同額の金銭を割り当てる。

第5条（申込期日）

本株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日は、2021年5月14日とする。

第6条（効力発生日）

本株式交付がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年7月12日とする。ただし、当社は、効力発生日を変更することができ、変更後の効力発生日は2021年7月12日から3ヶ月以内の日でなければならない。

第7条（簡易株式交付）

当社は、会社法第816条の4第1項の規定により、本計画につき株主総会の承認を得ないで本株式交付を行う。ただし、同条第2項の規定により、本計画につき株主総会の承認が必要となった場合、当社は、効力発生日の前日までに、本計画につき株主総会の承認を受ける。

第8条（本株式交付の中止等）

本計画作成から効力発生日（前条ただし書きにより変更した場合には、変更後の効力発生日をいう。以下同じ。）までの間に、天災地変その他の事由により、①当社若しくは本株式交付子会社の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき、又は、②本株式交付の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じたときは、当社は、本株式交付の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式交付を中止することができる。

第9条（本計画の効力）

本計画は、効力発生日までに、①本株式交付子会社の株主から当社への本計画による本株式交付子会社の株式の譲渡について、本株式交付子会社の株主総会の承認が得られないとき、又は、②第7条ただし書きにより当社の株主総会の承認が必要な場合にその承認が得られなかったときには、その効力を失う。

第10条（本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項の他、本株式交付に関して必要な事項は、本計画の趣旨に従って決定する。

2021年5月14日

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
株式会社Eストアー
代表取締役 石村 賢一

別紙2 会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め の相当性に関する事項

当社は、本株式交付に際して、会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め
の相当性に関して、次のように判断しております。

1 当社が本株式交付に際してアーヴァイン・システムズの株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する当社の株式及び金銭等の算定方法並びに割当ての内容

取得する株式数の下限	291株
1株あたりに割り当てられる対価の算定方法	1株当たりの現金対価：313,600円 現金対価の総額：91,257,600円 1株当たりの株式対価：当社株式68.747株 交付する当社株式数：普通株式20,005株 株式対価の総額：39,109,775円

(注1) 当社が本株式交付により交付する当社普通株式には自己株式を用いるため、新株の発行は予定していません。したがって、本株式交付による当社の資本金及び準備金の額の変動はありません。

(注2) 当社は、2021年5月14日付けでアーヴァイン・システムズの代表取締役である中島雅弘氏及び取締役である所千恵氏（以下「譲渡人ら」といいます。）との間で、同社の発行済株式600株（2021年5月14日現在。うち20株は同社が保有する自己株式。）のうち291株について、当社が本株式交付に際して譲り受けるアーヴァイン・システムズの株式の総数として譲渡しを受ける総数譲渡し契約（以下「本総数譲渡し契約」といいます。）を締結しました。そのため、会社法第774条の6の規定に基づき、同法第774条の4（株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み）及び同法第774条の5（株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当て）の手続は行わず、本株式交付により当社が取得するアーヴァイン・システムズの発行済株式数は291株となる予定です。

2 本株式交付に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交付に係る割当ての内容を決定するにあたり、その公平性、妥当性を確保するため、第三者機関（株式会社エスネットワークス）にアーヴァイン・システムズの株式価値の算定を依頼しました。その算定結果を参考に、同社の財務状況や将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、譲渡人らとの間で現金対価及び株式対価について協議を重ねてまいりました。これらの前提となる株式価値については、当社の株式価値は市場株価法により算定していること及びアーヴァイン・システムズの株式価値については第三者機関の算定結果のレンジ内にあることから、上記1記載の本株式交付に係る割当

ての内容は妥当であるとの判断に至りました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社、アーヴァイン・システムズ及び譲渡人らとの関係

当社は本株式交付に係る割当ての内容を決定するにあたり、公平性及び妥当性を確保するため上記の第三者機関にアーヴァイン・システムズの株式価値の算定を依頼しました。当該第三者機関は、当社及びアーヴァイン・システムズの関連当事者には該当せず、また、当社、アーヴァイン・システムズ及び譲渡人らとの間で重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

当社の株式価値につきましては、当社株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することを勘案し、市場株価法により算定することとしております。また、算定基準日を本株式交付に係る当社取締役会決議日の前日である 2021 年 5 月 13 日（以下「本算定基準日」といいます。）としております。東京証券取引所における本算定基準日の終値及び本算定基準日以前 1 か月、3 か月、6 か月の各期間の終値平均株価を算定の基礎とし、譲渡人らとの間で慎重に協議したうえで、市場内取引において直近に取引された価格が、市場参加者による当社株式の直近の評価という点において、当社株式の価値を評価する上で最も参考になり得るものと考えたため、本算定基準日の東京証券取引所における終値 1,955 円を採用することといたしました。

一方、アーヴァイン・システムズの株式価値については、非上場会社であることを勘案し、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）及びマルチプル法を採用して算定を行いました。当社が算定を依頼した第三者機関は、当社及びアーヴァイン・システムズから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を使用するとともに、アーヴァイン・システムズの経営陣により現時点で得られる予測及び判断等に基づき事業計画を見積もりました。過去 3 年間の業績を基礎とし、特殊要因の調整や改善要素などを加味した同社の経常的な収益力に基づく翌期以降 5 年間の計画を策定しました。5 年間の計画は安定的な業績推移としており、永久成長率は 0%といたしました。不採算案件の解消やグループ化による間接経費の削減など、計画初年度で大幅な増益（改善）が可能な状況です。マルチプル法においては、システム運用保守事業を営む 9 社を選定し、事業価値/EBITDA 法等を用いて算定しました。

算定手法	算定結果（1株当たりの株式価値）
DCF 法及びマルチプル法の 2 手法平均	431,484 円～451,824 円

当社及び譲渡人らは、上記株式価値の算定結果を基に、アーヴァイン・システムズの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、慎重に協議・交渉を重

ねた結果、同社の1株当たりの株式価値を448,000円とすることに決定いたしました。

その上で、アーヴァイン・システムズが当社グループの一員となることから、グループ全体の発展やグループ各社とのシナジー発揮への意識を高める一助になるとの考えから、現金と当社株式の混合による対価の支払を選択いたしました。

(3) 公正性を担保するための措置

当社は、本株式交付の公正性・妥当性を確保するため、上記(2)①記載のとおり、企業価値算定の専門家である第三者算定機関にアーヴァイン・システムズの株式価値の算定を依頼しました。当社はかかる算定結果を基礎として、譲渡人らとの間で交渉・協議を行い、その結果合意された上記1記載の本株式交付に係る割当ての内容により本株式交付を行うことといたしました。

(4) 利益相反を回避するための措置

本株式交付を行うことを決議した当社の取締役会においては、本株式交付の相手方であるアーヴァイン・システムズの役員又は従業員を兼務する者はおらず、譲渡人らと特別の利害関係を有する者もおりません。

3 当社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

上記1のとおり、当社が本株式交付により交付する当社普通株式には自己株式を用いるため、新株の発行は予定しておらず、本株式交付による当社の資本金及び準備金の額の変動はありません。

かかる取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

2020年12月期（第17期）

計 算 書 類

株式会社アーヴァイン・システムズ

貸 借 対 照 表

令和 2 年 12 月 31 日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流動資産】	【 101,777,590】	【流動負債】	【 18,309,968】
現金及び預金	64,522,075	買掛金	789,354
売掛金	27,561,786	未払金	9,734,439
預け金	173,870	預り金	2,234,875
仕掛品	2,659,556	未払法人税等	2,369,300
前渡金	1,411,960	未払消費税	3,182,000
前払費用	4,560,000		
未収入金	888,343	負債の部合計	18,309,968
【固定資産】	【 92,765,473】	純資産の部	
(有形固定資産)	(5)	【株主資本】	【 176,233,095】
器具及び備品	5	(資本金)	(3,000,000)
(投資その他の資産)	(92,765,468)	資本金	3,000,000
投資有価証券	68,795,259	(利益剰余金)	(175,233,095)
敷金・保証金	3,603,169	利益準備金	750,000
保険積立金	13,948,482	繰越利益剰余金	174,483,095
長期前払費用	523,277	(自己株式)	(Δ2,000,000)
仮想通貨	5,895,281	自己株式	Δ2,000,000
		純資産の部合計	176,233,095
資産の部合計	194,543,063	負債及び純資産の部合計	194,543,063

損 益 計 算 書

自 令 和 2 年 1 月 1 日
至 令 和 2 年 12 月 31 日

科 目	金 額	円
【純 売 上 高】		
売 上 高	157,655,798	
原稿・書籍売上	377,056	158,032,854
【売 上 原 価】		
期首仕掛品棚卸高	10,922,337	
売 上 原 価	25,938,586	
合 計	(36,860,923)	
期末仕掛品棚卸高	2,659,556	34,201,367
売 上 総 利 益		(123,831,487)
【販売費及び一般管理費】		
役 員 報 酬	25,200,000	
給 料 手 当	57,219,352	
賞 与	4,450,000	
法 定 福 利 費	12,414,567	
福 利 厚 生 費	164,619	
広 告 宣 伝 費	8,195	
旅 費 交 通 費	1,298,603	
通 信 費	889,485	
交 際 接 待 費	2,532,377	
会 議 費	692,449	
減 価 償 却 費	4,417	
賃 借 料	15,916,835	
消 耗 品 費	1,604,907	
水 道 光 熱 費	1,136,595	
支 払 手 数 料	3,650,163	
租 税 公 課	260,199	
保 険 料	1,913,588	
資 料 研 究 費	84,362	
雑 費	151,200	129,591,913
営 業 損 失		(5,760,426)
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	1,500,524	
受 取 配 当 金	395,119	
有 価 証 券 売 却 益	899,834	
為 替 差 益	22,670	
受 取 家 賃	3,252,600	
仮 想 通 貨 評 価 益	3,944,338	
雑 収 入	6,988,428	17,003,513
【営 業 外 費 用】		
有 価 証 券 売 却 損	173,400	
償 還 差 損	6,871	180,271
経 常 利 益		(11,062,816)
税 引 前 当 期 純 利 益		(11,062,816)
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税		2,883,400
当 期 純 利 益		(8,179,416)

株主資本等変動計算書

自 令和 2 年 1 月 1 日 至 令和 2 年 12 月 31 日 単位 円

	株主資本						純資産の部
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金			
当期首残高	3,000,000	750,000	166,303,679	167,053,679	△2,000,000	168,053,679	168,053,679
当期変動額							
当期純損益金			8,179,416	8,179,416		8,179,416	8,179,416
当期変動額合計			8,179,416	8,179,416		8,179,416	8,179,416
当期末残高	3,000,000	750,000	174,483,095	175,233,095	△2,000,000	176,233,095	176,233,095

個 別 注 記 表

自 令和 2 年 1 月 1 日
至 令和 2 年 12 月 31 日

- I. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
- II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
1. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 法人税法の規定による定率法
 2. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。
- III. 貸借対照表に関する注記
- | | |
|----------------|------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,069,665円 |
|----------------|------------|
- IV. 株主資本等変動計算書に関する注記
1. 発行済株式の総数並びに自己株式の株式数に関する事項
 - ①当該事業年度の末日における発行済株式の数 600株
 - ②当該事業年度の末日における自己株式の数 20株

2020年12月期（第17期）

事 業 報 告

株式会社アーヴァイン・システムズ

事業報告

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、多くの企業で事業活動が減速する市場環境となりました。そのため、当社の受注状況におきましても、開発規模の縮小や開発案件の減少を余儀なくされました。

しかし、既存顧客に対する運用保守サービスは安定的に推移したほか、AWS認定パートナーの資格を有する当社への引き合いが増加し、受注につながる成果を上げることができました。

全体としてコロナ禍による影響は限定的な事業推移となりました。

これらの結果、当期の売上高は158,032千円(前期比6.2%減)となり、営業損失は5,760千円(前期比3,119千円の損失増)、経常利益は、11,062千円(前期比51.0%増)、当期純利益は8,179千円(前期比39.1%増)になりました。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

	第14期 2017年12月期	第15期 2018年12月期	第16期 2019年12月期	第17期(当期) 2020年12月期
売上高	188,722千円	228,202千円	168,485千円	158,032千円
経常損益	28,178千円	12,007千円	7,325千円	11,062千円
当期純損益	24,789千円	9,619千円	5,879千円	8,179千円
一株当たり 当期純損益	42,740.35円	16,585.61円	10,137.56円	14,102.44円
総資産	184,618千円	181,792千円	206,691千円	194,543千円
純資産	156,324千円	162,173千円	168,053千円	176,233千円

(注) 1. 売上高には消費税を含んでおりません。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

(4) 対処すべき課題

① 人材強化

今後のビジネスの拡大及び安定に向けて、技術人材の確保が重要と考えております。エンジニア人材市場における獲得競争は激しさを増しておりますが、有能で志のある若者を中心に採用を進め、体系的な社内教育プログラムを実施することで早期育成をしてまいります。

② 業務の効率化・標準化

人材強化の一環としてクラウドソーシングによる開発力の拡充に取り組む計画です。そのためにはより一層の業務の効率化及び標準化を進める必要があると考えております。また、コロナ禍の状況で事業を推進するため構築したりリモートワーク体制を今後も維持し、完全なりリモートオフィス化を進めてまいります。さらに、

多様な働き方として学生エンジニアの活躍を想定し、学業との両立を支援するとともに、柔軟で堅牢な開発体制の整備に取り組んでまいります。

③ 情報セキュリティの拡充

当社はISMSを取得し、その運用をしてきましたが、上場企業レベルの社会的な信頼を獲得すべく、情報セキュリティマネジメントシステムを向上させてゆく考えです。世界的な情報セキュリティ強化の潮流を商機と捉え、安全で質の高いサービスをタイムリーに提供できるよう人材と技術の研鑽を継続してまいります。

(5) 主要な事業内容
システム開発事業

(6) 主要な事業所
本 社 東京都品川区

(7) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額の状況（2020年3月31日現在）
該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 2,400株
(2) 発行済株式の総数 600株
(3) 当期末株主数 2名
(4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

名 称	持株数	出資比率
中島雅弘	400株	66.7%
所 千恵	180株	30.0%

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
中 島 雅 弘	代表取締役	—
所 千 恵	取締役	—

(注)本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

(参考) 2020年12月期（第17期）事業報告に係る附属明細書

1. 事業報告の内容を補足する重要な事項
該当する事項はありません。